

職員団体の登録申請に対する処分に係る審査基準について

1 根拠となる法令及びその要件等

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第2項から第4項まで

- ① 職員団体の規約に、少なくとも次の事項が記載されていること。

- ・名称
- ・目的及び業務
- ・主たる事務所の所在地
- ・構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- ・理事その他の役員に関する規定
- ・法第53条第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- ・経費及び会計に関する規定
- ・他の職員団体との連合に関する規定
- ・規約の変更に関する規定
- ・解散に関する規定

- ② 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されること。ただし、連合体である職員団体においては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもって足りる。

- ③ 当該職員団体が同一の地方公共団体に属する警察職員及び消防職員以外の職員のみをもって組織されていること。ただし、警察職員及び消防職員以外の職員であった者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分に對して法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに對する採決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

- (2) いわき市職員の職員団体の登録に関する条例（昭和41年いわき市条例第15号）第2条

- ① 次の事項が記載された正副2通の申請書にそれぞれ規約が添付されていること。
- ・理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者については、その職業）
 - ・すべての事務所の所在地
 - ・連合体である職員団体においては、その構成団体の名称

- ② 次の書類が添付されていること。
- ・規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類
 - ・当該職員団体の組織が第53条第4項の規定に適合していることを証明する書類

- (3) いわき市職員団体の登録申請書等の様式を定める規則（昭和42年いわき市公平委員会規則第1号）第1項第1号から第3号まで

申請書及び申請書に添付する書類は、いずれも公平委員会の定める様式によるべきこと。

- 2 指針となる通知、通達等

別紙のとおり

3 審査基準

- (1) 規約において、「争議行為を行うこと」等明白に違法な目的又は業務を規定している職員団体は、これを登録しない。

- (2) 法第53条第3項に規定する「その他これらに準ずる重要な行為」とは、次に掲げるものとする。

- ① 他の上部団体との提携、連合、加入又は脱退
- ② 解散

- (3) 職員団体の連合体は、登録されていない職員団体を構成団体として含んでいても、法第53条第3項ただし書の要件を充足していることをもって、これを登録する。

行政実例

○独自の規約、議決機関及び執行機関を有する職員組合支部は、単位職員団体として登録することができるか

照会

本県においては、県(各庁を含む)に勤務する職員をもって県職員組合を組織しているが、組合に支部を置き、支部長及び副支部長を置くとともに、支部の組織機関、役員、部制、会計等に関しては、本部の規約に準じて各支部毎に規約を設ける(別紙(規約抜すい参照) こととしている。

この組合が、地方公務員法附則第十三項の規定により地方公務員法第五十三条第一項の規定による登録の申請をする場合においては、支部は、本部の規約とは別に規約を有し、独自の議決機関と執行機関を有するから、単位職員団体として取扱ひ、本部は、単位職員団体の連合体として取扱つて差支えないか。

なお、従前、地方労働委員会においては、該組合の労働組合法上の取扱ひに関し、労働組合法解釈例規第二号(別紙(参照) により、支部は単位労働組合として、本部は単位労働組合の連合体として取扱つていたものであるから、念のため。

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

○職員団体の役員を職域単位に選定することは合法か

照会

地方公務員法第五十二条第一項に関する規定により組織する単位職員団体がその役員(委員長、副委員長、書記長を除く執行委員)を選定する場合において、各職域(本庁、土木出張所、地方事務所、保健所その他のがい等)ごとに役員の数を決め、且つ、その職域を単位として職域ごとに直接投票によつてこれを選定した場合においては、その役員組織は、合法的なものと解することができるか。

回答

消極に解する。

○単位職員団体及び連合体の登録要件について(抄)

照会

一 単位職員団体Aが登録を受けた後に、当該地方公共団体の他の

別紙(

職員労働組合規約(抜すい)

第八章 支部

第三十六条 この組合に支部を置く。

第三十七条 支部に支部長及び副支部長を置く。

第三十八条 支部長及び副支部長は各支部に於て庶務委員会中よりこれを選定する。

第三十九条 支部長は支部を統轄する。副支部長は支部長を補佐し、支部長が不在するときは、その職務を代行する。

第四十条 支部の組織、機関、役員、部制、会計等に関しては、本規約に準じて各支部毎に規約を設け、中々議決の原則を要する。

別紙(労働組合法解釈例規第二号)

(昭和三十二年八月七日労働第四四二号厚生労働省政令第一号労働組合法施行規則)

問(組合支部の登録届出は、その支部が独自の規約並びに役員を有し、独自の議決機関を有し、各に拘束力をもたなければならないと解して差支えないか、若し然らば独自の規約並びに役員を有し、独自の議決機関を有し、独自の議決機関を有するものとして扱ひ、本部の規約に準じて各支部毎に規約を設けることとなり、他階級に跨る支部の組合員を支部に属するに限り、別に定められたり取扱ひに照準して可なり。

答 独立性を支那についても設立届出の義務あること及びその命令に於ける届出事項については、職域の別である。之は職域においては、支部が何層に於てあるか、多層階級に於て置ける階級別職域のためであるから、職域において登録を完了しては、職域の別を適用し、そのものであること。

なお、組合支部と労働委員会に關しては、支部の組織を有し、独自の議決機関を有するものとして扱ひ、本部の規約に準じて各支部毎に規約を設けることとなり、他階級に跨る支部の組合員を支部に属するに限り、別に定められたり取扱ひに照準して可なり。

回答

お見込みのとおり。

(登録をし若しくは登録をしない) 単位職員団体Bと連合体を構成し又は当該公共団体の職員団体の連合体に加入した場合においてその規約又は定款が他の職員団体との連合体に関する規定を追加した外変更しないときで、

- 1 Aの単位職員団体としての登録は、自然消滅するか。
2 Aが法人であった場合においては、法人たることを失うか。
3 連合体として登録するABは、単位職員団体として登録を完了してなければならぬか。

回答

一 規約又は定款の変更及びその届出が地方公務員法及びこれに基く条例の規定に適合するものである場合においては、登録を受けた職員団体として存続しうる。

- 2 1により承知されたい。
3 法的には必ずしも登録を完了している必要はない。

○役員の内任を各分会ごとに出した委員の投票により決することとしている単位職員団体は、登録されるか

うるか (昭二六・五・一一 地員公録第一四号 広職職務課長あて 公務員課長回答「地方公務員の職員団体の登録基準に關する取懸について」)

照会

地方公務員法第五十二条第一項の規定により結成された単位職員団体が、同法第五十三条第三項という「役員」の内任を各分会(庁内各課(部)毎に分会を置く。)ごとに出す委員の三分の二以上出席した委員会において、無記名投票による過半数の同意によつて決する旨定めている場合、当該単位職員団体は、登録される資格を有するか。

回答

有すると解する。

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

○連合体は、それを構成する単位職員団体全部が登録されていなければ、登録されないか

(昭二六・五・一一 地員公録第一四号 広職職務課長あて 公務員課長回答「職員団体の登録について」)

照会

一 国家公務員の結成する職員団体の連合体については、いかなる連合団体も、傘下各単位組合全体が人事院に登録されなければ連合体として登録はできないことになっており(人事院公平局世話課長木野正五君「国家公務員の苦情はどう処理されるか」八一頁)ですが、地方公務員の職員団体の連合体についても、同様、傘下各単位職員団体全部が登録されていなければ連合体として登録できないと解しておりますが、それによろしいか。

二 職員が職員団体に加入する方法としては、単位職員団体にあつては個人加入、連合体にあつては単位職員団体としての団体加入の方法しか認められない。したがつて、個人加入、団体加入の双方を認めている連合団体は、職員団体として登録され得ないと解しているが、それによろしいか。

回答

一 傘下各単位職員団体の全部が登録されていなくても、法令

三六八三

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

三六八四

上は、連合体として登録できるものと解する。

二 連合体たる職員団体は、単位職員団体又は単位職員団体の連合体をその構成単位とするものであるから、職員個人がその構成単位となるがごときことは、考えられないものである。

○職員団体の役員の内任方法について

(昭二六・七・二三 地員公録第二九号 広職職務課長あて 公務員課長回答「地方公務員法の取懸について」)

照会

地方公務員法第五十三条第三項中役員の内任は職員団体の構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の多数決によつて決する旨の規定があるが、その多数決の解法について、たとえば十人(執行委員)の役員を選ぶのに千人の職員で構成している職員団体では、役員一人一人が構成員全員の過半数である五百一票以上の得票を必要とするを解すれば、単記制であれば少くとも十回投票をやらねばならず、事実上十回も投票を行うことは不可能であるので、役員全員の得票総数が五百一票以上あればよいと解している職員団体の規約は、法に抵触するや。

回答

地方公務員法第五十三条第三項の役員一人一人について構成員全員の過半数の得票を有する趣旨であつて、或る所の如き規約は、法の是認するところではない。

(備考) 現行法(昭和四〇年法律第七一号第四一・六・一四項)においては、「全員の多数決」は、「全員の選挙に付いては、投票者の過半数」と定められた。

○職員団体の役員の内任方法について(抄)

(昭二六・七・二四 地員公録第三〇六号 広職職務課長あて 公務員課長回答「地方公務員法の取懸について」)

照会

3 役員の内任において、候補者が定員を超過しないため現実には選挙を行うことなしに当選した場合についても、信任投票を行うべきものと解するが如何。

4 前項の場合において、職員団体の規約並にその規約に基く「役員選出規則」の作成が全員の多数決によつて決定せられた場合、その規定において無投票当選が確認されている場合においても、信任投票を行う必要があるか。

回答

3 個々の候補者について信任投票を行う必要があると解する。

4 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更のみならず同時に役員を選挙その他これらに類する重要な行為が、その構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の多数決によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることが必要であるから、設問の場合は、信任投票を行う必要があると解する。

（参考）昭和四〇年法律第七号第三十四（四）条により、「全員の多数決」は「全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）」となるられた。

○職員団体が登録されるために必要な要件を備えているかどうかの具体的判断について

（昭三六・八・三 地公法第五三三條）
「地方公務員法第五十三條第三項の「職員団体の登録の投票」とは、

照会

一 組合規約中、その行方事業の一つとして、「人事の適正化」を記載していることは、人事権について当局と交渉することを意味し、地方公務員法第五十二条第一項の規定に違反しないが、従つて、その組合は、登録される資格を有しないものと解してよろしいか。

二(イ) 役員を選挙について

実例編 第五三三條(職員団体の登録)関係

実例編 第五三三條(職員団体の登録)関係

の常任執行委員の決するところによつて組合が選出されるものと考えられる。このような組合を登録してよろしいか。

五 規約及び選挙規程が七月七日に施行されてあるが、役員を選挙（立候補者数が定数以内であるから投票省略）は七月六日に終了している。このことは、地方公務員法第五十三條第三項に違反し、従つて、この組合は、登録し得ないものと解してよろしいか。

回答

一 「給与、勤務時間その他の勤務条件に關し当該地方公共団体の当局と交渉するための団体」であることが明瞭な限り、法令上登録の資格はあつるものと解する。但し、人事管理に關する問題に關し当局と交渉することができないことは、勿論である。

二、三、四 登録できると解する。

五 登録できないと解する。

○職員団体の役員の出方と登録について

（昭三六・八・二七 地公法第五三三條）
「地方公務員法第五十三條第三項の「職員団体の登録の投票」とは、

照会

一 四月十日職員団体（福岡市役所職員組合）の登録の申請を受けたのであるが、役員を選挙において、執行委員の投票が単記（直接

役員を選挙は、全組合員の直接無記名投票による多数決で決定する。

役員を選挙規程は、別に定める。

(イ) 規約の変更について

本規約は、全組合員の直接無記名投票による過半数以上の支持がなければ改廃することが出来ない。

（前二条の投票に關する手続管理及び決定については、その性質に反しない限り、それぞれ選挙規程、第一条乃至第八條及び第十條の規定を準用する。

役員を選挙並びに規約の変更について、組合規約に右記の条項を記載してあるが、地方公務員法第五十三條第三項の規定をうけ、同条第二項第六号の「投票に關する規定」と組合規約が規定してあるものと解し、その組合を登録してよろしいか。

三 大会附議事項の一つとして、他団体への加入及脱退を記載してあるが、単にこれのみ規約中に規定されておるだけで、地方公務員法第五十三條第二項第八号の「他の職員団体との連合に關する規定」と組合規約に規定してあるものと解し、その組合を登録してよろしいか。

四 中央常任執行委員会を執行機関として組合規約が規定してあるが、合議制の執行機関たる性質上、委員会の会議成立のための出席定数並びに決議定数を組合規約に明記しなければ、一部過半数

三六八五

三六八六

無記名）で行われた結果、最高得票者から定数七名の執行委員を選出したが、各人の得票数は、単記無記名のため、いずれも全組合員数の過半数（現行≠投票者の過半数）とはならなかった。これは、地方公務員法第五十三條第三項の規定によれば、適法でない認められるが如何。

二 一において組合が決定した七名の執行委員について信任投票を行わず、その場合、各執行委員の信任票数が全組合員数の過半数（現行≠投票者の過半数）であれば、これを「全員の多数決」（現行≠投票者の過半数）によつて選出されたものとみなすことができると思うが如何。

三 一の職員団体は、規約の採択及び執行委員以外の役員を選出は、法第五十三條第三項及び職員団体の登録に關する条例に基いてなされているが、執行委員のみを登録せず、職員団体そのものを登録することは絶対にできないか。もし仮登録等何等かの方法があれば、その方法如何。

四 役員を選出方法（例えば、最高点の者より定数だけ当選者とする）を法第五十三條第三項の規定により決定し、その決定した方法により更に全組合員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票で選出した場合、これを適法と認めることができるか。

回答

一 先見込みのとおり。

- 二 設問の意味が明瞭でないが、各人について信任投票を行い、その結果、全組合員数の過半数(現行法投票者の過半数)の投票を得た者を役員とすることは、なんら差し支えない。
- 三 設問の場合、職員団体として登録することができる。
- 四 設問の場合、適法と認めるところではない。

○職員団体の役員を選挙に準ずる重要な行為に該当するかどうかの具体的判断について

(昭二六・二一・一六 地自公務第五〇号 系回答「地方公務員法の解釈について」)

照会

三 次に掲げる事項は、地方公務員法第五十三条第三項の「その他これに準ずる重要な行為」に該当しますか。

- 1 役員への信任、不信任
- 2 役員への解職請求
- 3 組合の重要財産の取得及び処分
- 4 組合経費の賦課(金額又は徴収率)の定め
- 5 予算の議決及び決算の承認
- 6 公職選挙における特定候補者の推せん又は反対
- 7 他の諸団体との提携、連合、加入及び脱退

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

一 右意見によれば、職員団体の役員を選挙に準ずる重要な行為に認められていないのであるが、予備的に職域、地域別或は職種、職能別の選挙により役員を選出し、その者に対し更に全職員の信任投票をなさせ、その過半数の信任を得れば役員となり得る旨の規定を設け、又事実そのように行っている場合は、登録される資格を有すると解して差し支えないか。

實際上は、各地域に亘り多くの職員を有する職員団体は、かかる方法によつた方が、よりよく各職域の事情を反映せしめることができ、民主的運営がなされるものと考えられるのであるが。

回答

一 設問中の「全職員」が、その職員団体の全構成員を意味するのであれば、差し支えないと解する。

○職員団体の役員を選挙等の重要な行為の決定方法について

(昭二七・二一・一三 地自公務第一五〇号 系回答「地方公務員法の解釈について」)

照会

一 法第五十三条第三項の規定に基づいて、職員団体が重要な行為を決定する場合、その手続は、左の通りであると解して差し支えないか。

- 1 単位職員団体においては、構成員全員多数決で決定しなけ

- 8 重要な運動方針(行動綱領及び戦術等)の決定
- 9 当局に対する要求事項の決定
- 10 解散

回答

三 第一号から第十号までに掲げる事項の中には、その趣旨が明瞭でないものがあるが、おおむね7及び10がそれぞれ「その他これ等に準ずる重要な行為」に該当するものと解される。なお、残余のものについても、構成員の意志を反映するよう民主的方法により決定することが望ましく、また、6については、団体等規正令(現行「政治資金規正法」)及び地方公務員法第三十六条との関係の問題が生ずる虞があるから、念のため。

○職域別等の区分により予備的に選出した者について全員の信任投票を行ない、役員を選出することとした場合、登録されるか

(昭二七・二一・一三 地自公務第一五〇号 系回答「地方公務員法の解釈について」)

照会

標記の件については、昭和二十六年四月十日附法務府法第一一六号通達により法務府法制部第一局長の意見が出ているが、

三六八七

三六八八

ればならない。

- 2 単位職員団体の連合体において、同条同項但書の代議員制を採る場合においては、
 - (イ) 構成団体ごとに代議員を選出する場合は、出席構成員の多数決でよい。
 - (ロ) 重要な行為が決定される場合は、代議員全員(出席代議員にあらず)の多数決でなければならない。

二 「全員の多数決」とは、自票数の如何に拘わらず、賛成票が全構成員の過半数を占める決定であつて、単に賛成票が反対票より多い決定ではないと解すべきであるか。

三 単位職員団体の連合体が重要な行為を決定する場合においては、委任状による代議員の出席は、絶対認められないと解すべきであるか。

四 次の規約の条文中、総会附議事項の決議方法等について、いささか疑義があるので、左の規約に対する見解を伺いたい。(規約条文抜粋)

第八条

8 総会は、組合員の二分の一以上出席したときに成立する。

第九条

- 2 前項の名号(法第五十三条第三項にいう重要な行為を含む総会附議事項)に関する議決は、総会出席組合員の直接且つ

秘密の投票により、組合員総数の過半数に達する賛成を得たときに成立する。

- 3 若し前項の過半数を得られないときは、出席組合員の過半数の賛成を以て、その議決を仮決議として成立せしめることができる。
- 4 前項の仮決議が成立したときは、議長は、総会終了後、出席組合員にその議案及び議事経過を示し、直接且つ秘密の投票による賛否を問わなければならない。この場合、その仮決議に対する賛成総数が組合員総数の過半数に達したときは、第二項の議決があつたものとみなす。

回答

- 一 地方公務員法第五十三条第三項という「規約の作成又は変更、役員を選挙その他これ等に準ずる重要な行為」については、1及び2の共同見込みのとおり。
- 二 お見込みのとおり。
- 三 「規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為」については、お見込みのとおり。
- 四 規約第九條第四項に規定する投票が出席組合員についてのみ行われるものであれば、その投票は、「その構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する」ともと解られない。

(参考) 更に、(「全員の多数決」は「委員の過半数」に準ずるものとする)と定められた。

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

三六八九

○連合体である職員団体の代議員の選出方法について

(昭二七・六・九 地方公務員法第一九六條(香川県人心権保障等特例法において) 職団体の登録)

照会

本県庁職員労働組合は、地方公務員法施行後も、なお引き続き同法附則第十三項の規定に基き登録の手続きを得ず、本年三月二十二日まで存続してきたものであるが、同日県庁各課、陣、出先をもつて、単位団体とする連合体として大会を開催し、当日は組合規約並びに選挙規則等を議決し、その後四月十九日役員選挙を執行するものである。この場合、

- 一 大会の構成について、別記(註一)の如き規定があるが、当該規定は、三月二十二日の大会において議決されたものであり、従つて、同日以後に効力をもつものであるから、当初の大会を構成する代議員の定数算定については、傘下の各単位団体(勿論地方公務員法に適合するものでなければならぬが、職員団体としての登録は必要としない)の割合(なお、このことについては別記(註二)の旧組合の規約を準用したものである)によつて、一月二十一日をもつて定数算定期日とし、代議員を選挙し、これらの代議員によつて、連合体の役員選挙が執行された

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

三六九〇

ものであり、以上の手続、選挙執行は、すべて適法のものと思うがどうか。

- 二 なお、右の代議員の定数算定期日以後大会開催直前において、単位団体に、連合体に参加を決定したものであるが、このような場合においても、代議員の定数は、不参加団体より選出されるべき代議員を除外して算出することが適法のものと思うが、どうか。

註一

香川県庁職員労働組合規約

第九條 大会は、代議員、中央委員、役員で構成する。

代議員は、大会開催二ヶ月前の組合費完納による組合員数にもつて選出する。

代議員は、各単位団体において組合員全員が平等に参加する機会において直接且つ秘密の投票による多数決で次々選出する。

第三十三條 この組合から脱退しようとするものは脱退理由書を中央執行委員長に提出しなければならない。

第三十四條 加入と脱退は中央執行委員会の確認を経るものとする。

代議員選挙規則

第二條 代議員は各単位団体において選挙する。

第三條 前条の規定により選挙すべき代議員の定数は左の通りである。

組合員数十名以下の単位団体においては一名とする。組合員数十名又はその端数をますことに一名を増す。

註二

旧香川県庁職員労働組合規約

第九條 大会は代議員と役員で構成する。

代議員は大会開催二ヶ月前の組合費完納による組合員数にもつて選出する。

代議員の選出については別に定める。

回答

- 一 設問の場合の単位職員団体の連合体の代議員の定数については、地方公務員法は、各構成単位職員団体として一名以上の代議員が選出されるべきことを求める外は、なんらこれに触れておらず、関係単位職員団体の自律にゆだねられているものと解される。

- 二 お見込みのとおり。

○登録されていない単位職員工団体によつて構成された
連合体であっても、登録されるか

(昭二七・九・三 自行公選法第二五号
答 教育委員会事務局長あて 公務員
局長あて 職員工団体の登録について)

照会

一 別紙写の文書を入手しましたが、この文書によれば、単位職員工団体が無登録でも、その連合体が登録が可能であるとされていますが、単位職員工団体が無登録の場合は、その団体が、地方公務員法第五十三条第三項の条件を具備しているか否かは明白でなく、従つて、そのような単位職員工団体を基礎としている連合体を登録することは適法でないと思いますが、如何ですか。若し登録するとすれば、地方公共団体の肩負は、かかる連合体を相手として職員工の勤務条件に関し交渉に際することになりますが、そのとおりですか。

別紙

教育委員会法等の一部を改正する法律案等について

(昭二七・七・七 地方公選法第一八号
答 教育委員会事務局長あて 教育委員
局長あて)

(前略)

三 学校の職員工の職員工団体が教育公務員特例法第二十五条の六の規

実例編 第五三条(職員工団体の登録)関係

定による連合体として登録されなければ都道府県当局と交渉する
場上の権能は持てないこと。

なお同条の規定により連合体の構成登録は、次のような手続を必要とする。すなわち(一)当該都道府県内の各市町村において、その設置する市町村立学校の職員工の職員工団体が構成された上で(この職員工団体が、地方公務員法第五十二条第一項又は第二項の規定によるもので、必ずしも登録しなくても職員工団たりうるが、当該市町村と交渉する権能を得るためには登録しなければならない)、(二)その職員工団体が、当該都道府県の範囲内において連合体を組織し、地方公務員法第五十三条の規定に従ひ、(三)都道府県の人事委員会に対して、その登録の申請をすること。

回答

一 前段、職員工団体の連合体が登録されるためには、その構成職員工団体が登録されることを要しないものと解する。なお、この場合、登録を行うに当つては、当該職員工団体の連合体が地方公務員法第五十三条及び教育公務員特例法第二十五条の六(現行法第二十一条の四)の規定に適合するものであるかどうかのみならず、その構成団体が地方公務員法第五十二条第一項又は第二項(現行法第五十二条)の職員工団であるかどうかをもあわせて審査するべきものであるので、念のため。

後段、当該職員工団体の連合体を登録した地方公共団体については、お見込みのとおり。

○全候補者の氏名を投票用紙に印刷し、これに記号を
付すことによつて、選記投票として取り扱うことが

できるか (昭二九・五・二七 市公選法第六号
答 教育委員会事務局長あて 公務員局長あて
局長あて 職員工団体の登録について)

照会

職員工団体が二十名の執行委員を選任しようとする場合、単なる
選記制では實際上二十名の委員を合法的に選任することは困難で
あるので、この場合、投票用紙に立候補者全員の氏名を印刷し、
それに○×等の記号を附し、全員の過半数(現行投票者の過半
数)の投票を得た者の中より得票順に二十名を選任する方法は、
合法であるか。

回答

設問の場合、適極に解する。

○果敢負担教職員の職員団体の登録及び交渉について

(昭三二・一・二二 自工公務員法七条
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第五十三條第一項の「職員」として「地方公務員法第五十三條第一項の職員」として「地方公務員法第五十三條第一項の職員」として)

照会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、十月一日以降市町村立学校職員給与負担法に規定する職員の任命権が都道府県教育委員会に属することとなる結果、これら職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、ことごとく都道府県によつて措置されるにもかかわらず、地方公務員法第五十三条第一項の規定通り、人事委員会を置かない市町村について職員団体の登録のみを当該市町村長に申請せよという事は、意味がないようにも思われますので、念のためこの処置について照会します。

回答

各単位団体である市町村の職員団体は、市町村の当局が権限を有する事項に関し地方公務員法第五十五条に規定する交渉を市町村当局と行う場合においては、当該市町村の長(現行「市町村公平委員会」)に登録することが必要である。又、職員団体の各単位団体は、登録を受けると否にかかわらず、教育公務員特例法第二十五条の六第一項及び第二項(現行「第二十一条の四」)の規定により都道府県

内の連合体を結成し又は既成の連合体に加入することができ、同連合体は、都道府県人事委員会の登録により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し都道府県の当局と交渉することができる。

○登録要件に適合する方法により選出された役員相互により代表者を選出することは登録要件に適合するか

(昭三二・二・一 自工公務員法七条
「地方公務員法第五十三條第一項の職員」として「地方公務員法第五十三條第一項の職員」として)

照会

職員団体(単位職員団体)の代表者を決定するに際し、その職員団体の規約中に、地方公務員法第五十三條第三項の役員選出の条件に適合した役員選出を行い、しかる後役員間の互選による代表者(執行委員長)を決定するよう規定した場合は、その規約は地方公務員法第五十三條第三項の規定に適合したものと見て解釈してよろしいか。

回答

お見込みのとおり。

(地公二九一)

○規約変更の場合は、必要的記載事項以外の事項についても、会員の多数決によらなければならないか

(昭三二・七・四 自工公務員法七条
「地方公務員法第五十三條第一項の職員」として「地方公務員法第五十三條第一項の職員」として)

照会

法第五十三條第三項本文の「規約の変更」について、次のいずれの解釈が正しいか。

- 一 法第五十三條第二項に列挙されている必要記載事項についての変更のみならず、それ以外のいわゆる任意の記載事項であつても、いやしくも規約に規定された事項である限り、その変更をも含むものであり、当然構成員会員の多数決で決定されることが必要である。
- 二 法第五十三條第二項に列挙されている必要記載事項についての変更のみを意味するものであり、それ以外の記載事項の変更については、構成員会員の多数決で決定されることが必要としない。
- 三 規約に規定されている個々の条文について重要な事項であるか否かを検討し、重要な事項と思われる条文の改正についてのみ構成員会員の多数決で決定されることが必要である。

回答

一 お見込みのとおり。

二及び三 一により承知されたい。

(備考) 現行法においては、「会員の多数決」は「全員の過半数(過半に二つ以上、過半数の過半数)」と定む

○法第五十三條の「これらに準ずる重要な行為」とは何

か (昭三二・六・二二 自工公務員法七条)

照会

登録の申請の場合等の添付書類として「規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第五十三條の規定に従い決定されたことを証明する書類」が必要とされているが、この場合の「これらに準ずる重要な行為」とは具体的にはどのようなものがあるか。

回答

「これらに準ずる重要な行為」とは、職員団体の上部団体への加入または脱退、職員団体の解散など職員団体の存立および運営の基本的事項をいうものである。

○職員団体の構成員を判断する基準は何か

(昭四一・六・二一
自治体労働員協定)

照会

職員でない若や管理者等が職員団体の構成員であるか否か必ずしも明らかでない場合、それを判断する基準は何か。

回答

一般的には、設問の職員に職員団体の構成員であるか否かは組合員名簿等により形式的には明らかであると思われるが、それらによつては必ずしも明らかでない場合は、組合費の徴収の有無、組合の投票権、選挙権の有無または組合での活動のいかん等の実態により判断すべきである。

○役員を選任において信任投票は適法か

(昭四一・六・三二
自治体労働員協定)

照会

役員を選任において、第一回の投票において投票者の過半数を得た者がいない場合は、比較多数の投票を確保した者について信任投

れても、それによつて管理職の地位を回復するものではないのであるから、規約上当該職員をなす構成員とすることを認める団体は、管理職員等と管理職員等以外の職員とをその構成員とすることとなるため、地公法第五十二条第三項の規定により、同法の職員団体に
関する規定の適用を受ける職員団体ではないこととなる。したがつて、設問の団体は登載を受けることができない。

○非登載団体を構成団体とする職員団体の理合体は登

載できるか (昭四一・六・三二
自治体労働員協定)

照会

非登載の職員団体を構成団体とする職員団体の理合体を登載することができるか。できるとした場合、当該理合体の登載要件の審査にあつては、非登載の職員団体の登載要件の存在について調査する必要がないか。

回答

理合体である職員団体の登載要件に關し、その構成団体について検討すべき事項は、①すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体としての直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接か

票を行なう旨を定め、現実にそのような運営をしている場合は、そのことをもつて登載しないことができるか。

回答

すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票であり、かつ、第二回の信任投票が投票者の過半数を必要とする旨の定めがあり、現実にその手続きにより決定されているかぎり、そのことをもつて登載要件に適合しないといふことはできない。

○降任処分を受けた管理職員等は引き続き管理職組合

に属するものか (昭四一・六・三二
自治体労働員協定)

照会

管理職員が組織する職員団体の規約に「管理職員である組合員が降任の処分を受けて管理職の地位を失つた場合において、その者が人事委員会に不利益処分に関する不服申立てを行ない、裁決があるまでの間は、組合員の資格を失わない。」旨を規定しているものは、登載を受けることができる職員団体であるか。

回答

管理職員が降任処分によつて管理職員以外の職員となつた場合は、当該降任処分について不利益処分に関する不服申立てが行なわ

(地公二九二)

(地公二九二)

つ秘密の投票により全員の過半数(役員を選挙については投票者の過半数)によつて定められる旨の手続を定め、かつ、現実にその手続により決定されること。④同一の地方公共団体に属する職員(警察職員および消防職員を除き、地公法第五十三条第四項ただし書の職員を含む。)のみをもつて組織されていることであり、当該構成団体である職員団体の登載の有無は問うところではない。したがつて、連合体である職員団体は、その構成団体に非登載の職員団体を含んでいても、これを登載することができる。また、登載にあつては、連合体である職員団体が右に述べた二要件を充足するか否かが調査すれば足りる。

○小規模企業職員の加入と登録について

(昭四一・六・二二)
自治省公務員課決定

照会

小規模の地方公営企業の職員が職員団体に加入した場合、その団体は登録を受けることができるか。

回答

職員団体とは、職員が「主体となつて」組織する労働者団体をいう。この場合の「職員」とは、警察・消防職員および地公法の適用を受ける職員を除く一般職員をいう(地公法五十二④、地公法三十九)。したがつて、小規模の地方公営企業の職員が職員団体に加入した場合でも、当該職員以外の一般職員が主体となつて組織されている限り、当該団体は職員団体である。しかし、設問のような地公法の適用を受ける小規模の地方公営企業の職員が加入した場合は、地公法第五十三条第四項の規定により登録を受けることはできない。

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

録を受け、かつ、引き続き登録されているための要件の一として、規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに連する重要な行為は、構成員全員の過半数(役員を選挙については、投票者の過半数)によつて決定すべき旨を定め、かつ、これが実行されることを必要としているが、たとえば、役員選挙について構成員全員の過半数によつて選挙する等、改正法に定める決定手続きよりもさらに厳重な手続きを規約で定めている場合、そのことによつて登録事件を欠くことにはならないと考えるがどうか。

回答

お見込みのとおり。

○一般の職員の職員団体の規約に「管理職員等を除く」

旨規定する必要があるか (昭四一・六・二二)
自治省公務員課決定

照会

改正地公法(昭四一・六・二二施行)において、管理職員等以外の職員が組織する職員団体の規約上、当該団体の構成員の範囲に関し、管理職員等を除く旨の明文の規定がなされていない場合、規約上そのような明文の規定が設けられていないことのみを理由として登録を拒否することはできないものと解するがどうか。

○企業職員が加入した職員団体は登録できないとする

理由は何か (昭四一・六・二二)
自治省公務員課決定

照会

地方公営企業に従事する職員が、職員団体に加入した場合、当該職員団体が登録を受けられない理由は何か。

回答

地方公営企業に従事する職員の給与その他の勤務条件は、労働協約にもとずき、管理者規程等で定められるのに対し、一般職員のそれは、条例で定めるところとなつている。このように、勤務条件の決定の手続きをまつているため、一般職員と地方公営企業に従事する職員とは別の団体をつくり交差するのが合理的と考えられるからである。

○改正前の法により定められた規約により選出された

役員と登録について (昭四一・六・二二)
自治省公務員課決定

照会

改正地公法(昭四一・六・二二施行)においては、職員団体が登

三六九八

回答

法的にはお見込みのとおりであると解するが、当該職員団体が管理職員等を構成員としない旨、規約で定めておくことが望ましい。

○町村公平委が県人事委に事務委託した場合、町村公平委に登録されていた職員団体は、事務委託と同時に県人事委に登録されることになるか

(昭四二・七・三一 地公法昭〇号
自治省人事課長決定) 自治省人事課長回答

照会

県人事委においては、町村公平委から事務の委託を受けたが、この場合に当該公平委に登録されていた職員団体について疑義があり、次の事項について御回答願いたい。

一 事務委託した町村公平委に登録されていた職員団体については、事務委託と同時に当然に県人事委に登録されたものとして取り扱つて差し支えないか。

二 一により県人事委に登録されたものとなる場合に、当該職員団体の規約が県の登録条例の規定に適合しなくなつたときの取扱いは次のいずれか。

(1) 地公法五三条六項の規定により、六〇日を越えない範囲内で

登録の効力を停止し、その期間中に必要な是正措置をとらせる。

- (2) 期間を定めて必要な是正措置を求め、これに応じない場合に、はじめて地公法五三条六項の規定を適用し登録の効力を停止する。

回答

- 一 お見込みのとおり。
- 二 委託した時において地公法第五三条第六項の規定を適用して処理すべきであり、具体の処理方針としては(1)によることが適当である。

○組合規約で役員等の選出方法を定じ、選挙規則に委任している場合に、登録の要件に欠けるものとして、登録の申請を受理しないこととしてよいか

(昭四二・一一・二五 自公二第六〇号 労働局長宛宛書 公務員第一課 承回) 職員団体の登録について

照会

組合規約上、役員及び委員の選出は、単に別に定める選挙規則によるとなっている場合は、地公法五三条三項にいう手続などが明らかでないで、このままでは登録の申請を受理することはできないと思われるが、この規約に別添改正案のような選挙規則を添付して申請のおつたときは、これを受理して差し支えないか。(別添省略)

回答

申請が条例で定める形式的要件を具備しておれば、これを受理し審査すべきものと解する。

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

実例編 第五三条(職員団体の登録)関係

○改正地公法(昭四〇・五・一八法七一号)附則第二
 条第一項の三〇日以内の通知は、訓示規定と解し、
 その通知がなされなかつた場合も、なお附則第
 二条第二項の適用があるか

(昭四三・一一・一八 自公二第 二 号 労働局長宛宛書 公務員第一課 承回) 改正地公法(昭四〇法七一)附則第二条(経過) 定による職員団体の登録に関する件

照会

改正地公法(昭四〇・五・一八法七一号)附則第二条の規定により、昭四一・九・一三に市職より登録申請がなされ、登録の可否を未通知のまま昭四二・九・二〇に「管理職の範囲を定める規則」を公布したが、下記事項につき、ご教示願いたい。

- 一 昭四二・九・二〇に公布した規則は、その制定手続等に、瑕疵がない限り有効と考えるがどうか。
- 二 附則第二条第一項の三〇日以内の通知は訓示規定と解し、その通知がなされなかつた場合もなお附則第二条第二項の適用があると思うがどうか。
- 三 今後の登録申請を処理する方法として、次のいずれが適当か。
 - ① 必要な期限を付して法てい触部分の是正条件を附し、直ちに登録しない旨通知を出す。

- ② 必要な期限を付して法てい触部分の是正を求め、是正しないときは登録しない旨の通知を出す。
- ③ 直ちに登録しない旨の通知を出す。
- ④ てい触部分の是正を求め、応じない場合であつても登録しない旨の通知は出さずにおく。
- ⑤ 必要な期限を付して、法第五三条の規定による新たな登録申請をさせる。申請がなされないときは、以て登録団体でないものとして取り扱う。

四 登録しない旨の通知がなされた場合、任命権者は専従休暇を取り消すことが適当であると思うがどうか。又これを行わない場合は違法行為となるか。なお、市のもつばら条例には専従休暇を与えられた事由が消滅した場合は専従休暇は終了する旨の規定がある。

回答

- 一 お見込みのとおり。
- 二 改正法附則第二条第二項の規定が適用される。
- 三 ④とお見込みのとおり。
- 四 登録しない旨の通知がなされた場合は、専従休暇は取消しを待たず、当然に終了する。

○「役員を選挙、その他これらに準ずる重要な行為」の
具体的判断 (公職四・六・三〇)

照会

地公法第五三条(職員団体の登録)第三項に定めるその他これらに準ずる行為には、次の懲戒条項も該当すると思うがどうか。

三三条 組合員は、左の各号に掲げる行為をしたときは、執行委員会の議決により、権利停止又は除名される。

- 一 組合の規約に反し、組合の統制をみだし又はみだそうとしたとき。
- 二 組合員としての義務を履行しないとき。
- 三 組合員の名譽又は体面を汚したとき。

回答

該当しない。

法制意見

○地方公務員の職員団体の登録資格について

(三三六・四・一〇 自治法第廿二條第二号)

一 問題

地方公務員法第五二条第一項の規定により結成された単位職員団体が、同法第五三条第三項にいう「役員」に該当する中央執行委員の選挙を、各職域(本庁支部、土木現業支部、地方事務所支部、保健所支部等)ごとに割り当てられた役員数につき、各職域に属する構成員の直接投票によつて行う旨定めている場合、当該単位職員団体が登録される資格を有するか。

二 意見

お示しのような役員の手続を定めている単位職員団体は、登録される資格を有しない。

三 理由

地方公務員法第五三条第三項は、単位職員団体が登録されるための資格要件の一つとして、「役員を選挙、……がその構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の多数決によつて決定される旨の手続を定め」ることを必要とする旨規定しているが、これはその規定の文書からいっても明らかとなり、単位職員団体を構成する職員の一部に対し自由かつ平等にその欲する役員を選出する機会を得せしめようとするところにその本旨があるのであるから、何人を役員に選出するかは、そのすべての役員のおのおのについて全部の職員が自由に決定することができるものでなければならないことは当然であらう。

お示しの場合においては、各職域ごとに役員数が割り当てられ、選挙は割り当てられた役員数についてのみ各職域を単位として行われ、従つて一つの職域に属する構成員は、その職域に割り当てられた役員数については投票をすることができても、他の職域に割り当てられた役員数については投票をすることができないことになるのであるから、このようなやり方が右の規定に違反することは明らかである。

従つて、お示しのような役員の手続を定めている単位職員団体は、登録される資格を有しないものといわなければならない。

お示しのような役員の手続を定めている単位職員団体は、登録される資格を有しないものといわなければならない。